

大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例を公布する。

平成29年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第10号

大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、府域一水道の実現に向け、水道事業の統合を促進するため、水道事業統合促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 水道用水供給事業において生じた利益剰余金のうち剰余金処分計算書をもって定める額を限度として予算で定める額
- (2) 水道用水供給事業において実施した水道事業運営基盤強化推進等事業に対し交付された大阪府生活基盤施設耐震化等補助金の額を限度として予算で定める額

(管理)

第3条 基金に積み立てた資金は、確実な金融機関への預金、確実かつ有利な有価証券の買入れその他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

第4条 企業長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を水道用水供給事業に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。